

---

◎議案第 8 2 号、第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第 10、議案第 82 号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について、日程第 11、議案第 83 号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における指導主事の共同設置についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 82 号は、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について、議案第 83 号は、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における指導主事の共同設置についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（教育委員会事務局長 石田正志君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◎会議時間の延長

○議長（稲葉昭宏君） 申し上げます。本日の会議は議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長いたします。

---

○議長（稲葉昭宏君） これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1 番（伴 高志君） 今のご説明で、まず負担金の・・・、この議案 83 号の指導主事に関することですね。負担金の割合は、これは首長さんで話し合うということなんですけれども、これは県から下りてきている案件なので、反対することはできないと思うんですけれども、どのくらいの負担金になるかというのを教えていただけますか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） あくまでも今後の協議によりますので、現在示されている案でございますけれども、負担割合は均等割が 7、学校数割が 2、児童・生徒数割が 1 というような比率でどうかということで提案されております。その試算によりますと・・・、あくまでも試算でございますが、8月の全協でもちょっと出ささせていただいたと思いますけれど、松崎町の場合は 560 万円ほどになるのではないかと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1 番（伴 高志君） 続いて、この第 6 条のところですね。同じく議案第 83 号の第 6 条のどこ

ろで、特別会計とするということで説明もありましたけれども、この町の監査が入って、どのような組織になるのかというのをもう一度説明していただけますか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） これはあくまでも幹事町、今回これが通りますと、29、30年度は南伊豆町の方で特別会計をつくります。そして、通常議会の方で議決をいただき、監査も審査も南伊豆町の監査委員の審査を受けるというような状況になります。それを報告いただくようになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 今日は初めて質問させていただきます。

これにつきましては、先ほど事務局長が言いました今年の8月2日の全員協議会で賀茂地域広域連携会議の指導主事の共同設置について私も質問したんですけども、今回正式に共同設置について議案として上がってきたんですけども、まず、この条例の中身をちょっとお尋ねしたいんですが、2～3点、第4条、「関係町の教育委員会が協議して定める候補者について」ということなんですが・・・、その前に、町の教育委員会と県のこの指導主事共同設置規約に基づいた・・・、いわゆる県の学校の先生だと思っんです。その辺の絡み、これをどうして選考する・・・、基準というんですか、その辺の考え方があったらば、1点目、教えていただけませんか。

それから負担金については、伴議員の方で聞きましたので省略しますけれども、第7条の「幹事町の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない」ということがありますけれども、先ほどの説明で29年度、30年度は南伊豆町が幹事町だから、南伊豆町議会の方で議会の認定をするということですけども、それ以外の東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町については、その結果報告を待つだけであって、意見とか何か、何も述べられない・・・、その辺の考え方はどういうことでしょうか。

それから、指導主事の身分の取扱いは8条から9条、10条とありますけれども、これは身分の切り替えなんですか。県の学校の先生の職員が町の・・・、南伊豆町の職員になるということなんですか。その点についての給料等の取扱い・・・、松崎町にしてみれば、前年度佐藤光さんが副町長としてみえられました時には、身分の切り替えがあって、なおかつ住民票も静岡から松崎にもってきました。それで、松崎町の特別職として勤務していただいたと・・・、現在は県に帰りましたから、当然県の職員となったわけですけども、そのような考え方があるでしょうか。

それと、もう1点があまりやってもあれですけども負担金の関係なんですが、これは町の要

望じゃないと思うんです。ですから県へと働きかけて・・・、財政難ですよ、特に松崎町は。ほかの東伊豆町、河津町さんは豊かだと思うんですが、この辺の県に対する負担金の働きかけ、その辺を教えてくださいませんか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 選考基準につきましては、規約のとおり各教育委員会、実際は、協議するのは教育長になると思いますけれども、中でやるわけですけれども、その人材、どなたかという候補はにつきましては、ちょっと私が言っているのかどうか・・・、当然教職員の人事と絡むと思いますから、その中で県の教育事務所ですか、具体的には、そういったところとの話し合いを進めて、決められていくのではないかと思います。

○教育長（山本正子君） 指導主事の選任方法については、賀茂地区の教育長会、それから静東教育事務所とも連絡を取り合って、話し合っていくことになると思います。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 監査の関係ですね。すみません。いっぱいあったものから。

監査の関係をちょっと言わせてもらいますけれども、地方自治法の 252 条の 11、第 4 項というのがございまして、監査につきましては、通常の監査は幹事団体の監査委員が毎年、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行うとか、そういうような規定がございまして。それに沿って、幹事町が責任をもってやるものと思います。

それから、経費の関係につきましても、地方自治法の 252 条の 11、第 2 項というところで、関係地方公共団体が経費を負担すれば、それらは共同設置した機関等が属するとみなされる地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出するというような規定がございまして、この幹事町の方の予算に組み入れるものということございまして。

それから、給与の支給でしょうか。確か支給の関係がございましたね。支給につきましては、この支給は規約のとおり幹事町の給与条例等を適用するわけですが、やはりそれは当然県の方の給与規定等を参考にすることになっておりますので、その辺は幹事町と県あるいは関係町との協議等が今後発生するというようなことを聞いています。

○議長（稲葉昭宏君） いいですか。

（福本議員「教育委員会との絡み・・・」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 福本君、もう一度質問してください。

○6 番（福本栄一郎君） 町の教育委員会とこの指導主事との関連ですか、教育委員会はやはり教育方針を示すんですよね。こちらの指導主事の方は専門的な教育で学校の先生たちに・・・、議案 82 号の方ですか、この説明の欄に、「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に

関する専門的事項の指導に関する事務を行う」と書いてありますけれども、町の教育委員会の方針を出すわけですよね。その絡みと、指導主事さんは・・・、その関係ですよ。ただ学校に張り付いて・・・、町としての・・・、教育委員会・・・、絡み・・・、いわゆる学校教育を含めて社会教育なんていうのは関係ないということですか。その辺の町の現在の松崎町教育委員会の教育方針ですか、それと指導主事さんの絡みですよ。ただ学校、先生方の・・・、先ほど朗読しました職務を遂行するだけということですか。その辺を確認と・・・。

もう1点、負担金については財政が苦しいものですから、県へと働きかけたんですか。わが町は今年度37億円位ですか、当初予算が。かたや県は1兆2000億円だと思ったんですけれども、そのくらいあるんです。その辺はどうなっているんですか。とりあえず、その2点をお答えください。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 指導主事の役割というものがございます。これも法律上決められておまして、地方教育行政組織及び運営に関する法律の第18条で「指導主事は上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」と書いてございますから、学校教育に専念するというものでございます。

それから、県への負担の要請ですか、そちらについては、教育委員会からは特にそういったことはしていません。またこの賀茂教育連絡協議会の専門部会ってのでは、教育委員会はいろいろ集まっていますけれど、その中でも協議事項としては出されておられません。

○6番（福本栄一郎君） ですから、全協の時に言いましたけれども、約半年くらいで賀茂地域連携会議で上がって行って、すでに規約を今議会で他町も賀茂郡下足並みを揃えてやっていると、この12月定例会で。

それで、今度は、施行は4月1日だというんですけれども、その辺の町独自のオリジナルというのがあると思うんです。その辺が果たして織り込めているかどうか。あまりにも性急過ぎるんじゃないかなという形なんですよ。その辺はいかがなものでしょうかということなんですけれども、その辺は各町のオリジナルがあるかどうかということと、もう1点は、賀茂5町で2年交代、29年度～30年度は南伊豆町、これが順番で回って・・・、次の9年度、10年度目に5番目の町が入って来ると・・・、さて、どうなっているかなと・・・、その辺は・・・、これは、考え方はいかがなものでしょうか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 3人の共同設置ということでございますが、各町のオリジナルということです。共同設置は、いわゆる連携協約、賀茂1市5町の指導主事が一緒にやるということは、学校教育というのは、基本的にはどこの・・・、極端に言えば日本全国同じで

なければならないということでございますから、その辺は共通の事項として対応しているところでございます。

オリジナルというのは、また別にそれぞれの町の教育委員会が実施していけばいいのではないかとございまして。

それから幹事町ですか、幹事町については、とりあえず2年間は南伊豆町、その後については、具体的にまだ決まっておりません。

○6番（福本栄一郎君） 8月2日の新聞、これは静岡新聞ですけども。ちょっと朗読しますと、タイトルが「指導主事は共同配置。賀茂地域5町教育委員会、教育の広域連携が推進」という見出しです。「5町教育委員会には指導主事がないため、県教育委員会が2014～2016年度、平成28年度までの3ヵ年施策として各町教育委員会に1人ずつ派遣している。派遣期間が終了する平成29年度以降は5町で」今日提案になっています指導主事3名を置くという・・・、下田市は一人ですけども、それで、この中には、「最終的には、各町に指導主事1人を設置することが望ましいとしている」という記事なんです。

これに絡めて、同じように賀茂地域教育振興方針、試案を了承されたのと、同じく8月2日の新聞記事です。これは朝日新聞です。これは骨子案が報告され、了承された・・・、来年1月までに方針を正式に決定する考えだということですよ。これがもしできていれば、ご提示願いたいと思います。議長に要求したいと思いますが・・・。骨子案ができていれば、我われに提示願いたいですけども、よろしいですか。

それと、最終的な町の関心事は、この県の方の最終的な目的は、1市5町の教育委員会の統合ということです。そこを・・・、狙いはきていると思うんですよ。

これは、町が・・・、子どもさんをお持ちの父兄の方がどういうふうに理解しているのか、いわゆる広域連携で消費者行政とか地籍調査とか、今は水道の方も入ってきているんです。しかもこの最大の関心事、特に保護者の方、なおかつおじいちゃん、おばあちゃん、お孫さんがいる家庭では最大の関心事だと思うんです。

ですから1市5町で・・・、最終目的・・・、新聞の記事によりますと教育委員会を共同設置、その手始めとしてこの指導主事を県から派遣してくるじゃないか・・・。確かに指導主事は法的にあれですけども今度は、県の方では引き上げちゃってるから、平成29年度以降は5町でやってくださいと・・・、ゆくゆくは各町に指導主事1人を配置するのが望ましいと・・・、その前に教育委員会が市町村合併を待たずに、教育委員会が統合という・・・、その辺の動きがありましたら、教えてくれませんか。

○町長（齋藤文彦君） 教育委員会を1市5町で一つにするというのは結構なかなか大変なことがいっぱいあると思いますので、松崎町も西伊豆町と教育委員会を一つにしようといろいろやったわけですが、なかなか難しいわけですから、そう簡単に1市5町の教育委員会を一つにするというのはなかなか首長の考えもそれぞれ違いますから、非常に難しいのではないかなと思っています。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 振興方針につきましては、いろいろと県の方と作っていますけれど、ある程度の案は検討資料として示されておりますが、ただ、それを外に出しているものかちょっと私ども単独で判断できませんので、この場ではちょっとご容赦願いたいと思います。また指導主事の単独設置というお話がございましたが、確かに指導主事、許されるものなら単独で置きたいというのが本音でございます。

今回は、そういった財政的な問題があって共同設置の話が出たと思いますが、賀茂5町だけが静岡県では指導主事が単独で設置していません。下田市は実質2名の方ですかね。参事と指導主事がいます。

大変各学校へ回ったり、それから教育委員会の事務等もやっていただいています。そういった意味では、1名専属で、単独で置いていただければ、事務局としてはありがたくて、活用方法はたくさんあると思います。

○6番（福本栄一郎君） しつこいようですけれども、じゃあ、当分ないという考えでよろしいですね。賀茂1市5町の・・・非常に難しいということの確認と、それからもう一つは、負担金をできれば半分とはいわず、少なくともちょっと補助金みたいな形ではどうでしょうか。これで最後にします。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 広域連携協議会の、タイトルが教育委員会の共同設置というのは最初から出ているんですけど。現在のところ、この指導主事の共同設置、それから県と下田市と連携して賀茂地区の教育を向上していこうと、そういったもので進んでおります。具体的に教育委員会の共同設置については協議としてはまだ出ておりません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 今回の提案は、指導主事を5町で置きたいということですよ、3名。3名の方は、交互にこの町に回ってきて、その授業の方法とかを教えるということになるわけですか。その辺を確認したいんですけれども。

○教育長（山本正子君） どういう割り当てになるかわかりませんが、5町に3人を、合せて週に何回か回れるようになると思います。

○2番（渡辺文彦君） いま指導主事を各町に1人ずつ置くのが望ましいということに関して、局長の方はいろいろ連絡とかしやすいから、その方が効率的だということをおっしゃられたと思うんですけど、仮にローテーションみたいな形でくるとすると、調整というのが非常に大変なのかなという気はする。その辺はどうなんですかね。

○教育委員会事務局長（石田正志君） ですから、負担割合の中の学校割とかがございますので、当然当町は学校数が少なくて、東伊豆町とかは多いわけです。そういった意味で、学校を回るというのでやはり総数としては、松崎町は少なくなる。ただし、3人がどのように回るか、専門の教科とかがございますから、そういうのも踏まえて、それぞれ協議をしていくということになると思います。

その中で当然教育委員会、教育長さんたちの協議も入ってくると思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） この指導主事の方は教育長の下で働くんですか。それとも上になるんですか、立場的には。それとも対等なんですか、その辺をちょっと。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 立場上は、上司というのは教育委員会です、各町の。服務監督というのは、共同設置する5町の教育委員会、それから任命が幹事町の教育委員会、ですから、教育長の下ということになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 82 号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における指導主事の共同設置についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 83 号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における指導主事の共同設置についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---